

第5章 計画の推進にあたって

地域福祉計画を推進していくためには、市民、各種団体、市など多様な主体が、お互いの責任と役割を果たしながら、計画の実現に向けて協働して取組を進めていくことが必要です。SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえながら各個別計画の着実な推進と連携を図り進めていくこととします。

第1 計画の推進

1 協働による推進体制の構築

(1) 市民の役割

市民は、福祉サービスの利用対象者であるとともに、地域福祉の担い手として期待される立場にあります。

市民一人ひとりが地域社会の一構成員として福祉を担うという意識を持ち、個人の知識や技術を生かして地域活動やボランティア活動などに主体的に取り組みます。

(2) 地域の役割

地域やボランティアには、互助・共助の力を高めることが期待されています。

自治会や社会福祉協議会などは、それぞれの活動を実施することのほか、他団体と連携・協力することで、地域で行われる福祉活動を一層強化し充実させていきます。

(3) 事業者の役割

サービス事業者は、利用者の立場に立って質の高いサービスを提供することが期待されています。サービスの提供によって利用者の自立を支援するほか、サービス内容の情報提供や利用者の権利擁護など、サービスが利用しやすい環境づくりに努めます。

(4) 市の役割

市には、地域福祉を推進するため福祉施策を総合的に実施する責務があります。このため、福祉以外の様々な分野に関係する部局も含めた庁内の連携を図ります。

また、関係機関や各種団体、事業者などから情報収集を行い、市民ニーズや地域の実情に配慮した施策を進めます。

各種団体やボランティア活動を促進するとともに、関係機関や各種団体等との相互の連携・協力を努めます。

2 計画の見直しと外部連携

庁内組織の「伊達市地域福祉計画策定会議」を中心として各個別計画との必要な調整を行うほか、国や道などの動向、社会情勢、福祉関連制度の改正、市民ニーズの変化など、必要に応じて計画内容の見直しを進めるものとします。

また、地域福祉を推進するにあたって、市単独では解決困難な課題や広域的な対応がより効果的な問題などについては、国や北海道あるいは近隣市町との連携のなかでその解決を目指します。